

(注) 担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出先の区役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

項目	対象となる方など	内容	(注) 担当窓口	
転居届(住民異動届)に関すること				
住民登録 (住吉区から 他区へ)	住吉区から 他区へ 転出される方	転出先区役所の担当窓口にご持参ください。 免許証等(本人確認)	1階 14番	住民情報課 (登録)
印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること				
印鑑登録	印鑑登録を される方	大阪市内で登録した印鑑登録証は、引き続きご 使用いただけます。	1階 14番	住民情報課 (登録)
在留カード 等	外国籍を お持ちの 住民の方	新住所を記載しますので、転出先の区役所担当 窓口にご持参ください。 在留カード等		
住民 基本台帳 カード	顔写真付き カードを お持ちの方	有効期限まで利用可能です。新住所を記載し券 面更新処理を行うため、 お持ちのカード を転出先 の区役所担当窓口にご持参ください。	1階 15番	
	顔写真なしの カードを お持ちの方	有効期限まで利用可能ですので、継続利用処理 を行います。 お持ちの カード をご持参ください。		
<p>なお、電子証明書の発行・更新を希望される場合は、住民基本台帳カードからマイナンバーカードへの切替が必要です。</p> <p>また、住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスに必要な利用登録は、令和元年12月27日をもって終了しました。</p>				
マイナンバー (個人番号) カード	マイナンバー (個人番号) カードを お持ちの方	新住所を記載し、券面更新処理を行います。 転出先の区役所担当窓口にご持参ください。 お持ちのマイナン バー(個人番号)カード		
	公的個人 認証サービス ご利用の方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効しま す。あらたに公的個人認証サービスを利用するた めには、マイナンバー(個人番号)カードに搭載さ れる「電子証明書」が必要です。 お持ちのマイナンバー(個人番号)カード をご持参 ください。		